

## 利益相反防止に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人風に立つライオン基金（以下、この法人という）の倫理規程第6条に規程する「利益相反の防止及び開示」について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、この法人の役職員に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 この法人の役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、またはその業務に従事する（以下、兼職等という）場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規程する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない）に関しても前項と同様とする。

3 この法人の役職員は、原則として別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 事務局長が前各項及び次条の規程に基づく申告を行う場合には、これを常務理事（事務局長が常務理事である場合には理事長）に対して行うものとする。

### (定期申告)

第4条 この法人の役職員は、毎年6月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規程に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第5条 前2条の規程に基づく申告を受けた事務局長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には常務理事（ただし、申告を行った者が常務理事である場合、または事務局長が常務理事である場合にあってはそれ以外の理事）と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じて速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置（以下、適正化等措置という）を求めるものとする。

2 前項に関わらず、第3条4項に規程する場合、申告を受けた常務理事または理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じて速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

3 前2項における適正化等措置とは、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

### (申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条または第4条の規程に基づいて申告された内容および提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年5月25日より施行する。(令和5年5月25日理事会議決)

## 別紙

- (1) 当法人が募集する助成事業の助成先団体もしくは当法人が行う事業と利害関係を有する団体もしくは民間公益活動を行う団体またはこれらの団体になり得る団体（以下、助成先団体等という）の役員またはこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、その限りではない。
- (2) 助成先団体等またはその役員もしくはこれに準ずるもの、もしくは従業員（以下、助成先団体等役職員という）から金銭、物品または不動産の贈与（餞別、祝儀、香典または供花その他これに類するものとして提供される場合を含む）を受けること。ただし、助成先団体等または助成先団体等役職員から、これらの者の負担の有無に関わらず、物品または不動産を購入したもしくは貸与を受けた場合または役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償または著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の提供を受けたものとみなす。
- (3) 助成先団体等または助成先団体等役職員から金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付は、無利子のものまたは利子の利率が著しく低いものに限る）を受けること。
- (4) 助成先団体等または助成先団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 助成先団体等または助成先団体等役職員から供応接待を受けること。
- (6) 助成先団体等役職員と遊技またはゴルフをすること。
- (7) 助成先団体等役職員と旅行（公務のための旅行を除く）をすること。
- (8) 助成先団体等または助成先団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。